

教育に関する議案に対する教育委員会の意見について

(提案理由)

令和2年6月定例県議会へ提案する教育に関する議案に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、知事から教育委員会の意見を求められたため、付議する必要がある。

参考：関係法令条項

●地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第29条（教育委員会への意見聴取）

地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。



財第45号

令和2年(2020年)5月29日

熊本県教育委員会

教育長 古閑 陽一 様

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

教育に関する議案に対する教育委員会の意見について

令和2年6月熊本県議会定例会に提出を予定している議案のうち、下記議案に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

- 第 1 号 令和2年度熊本県一般会計補正予算(第4号)の関係部分
- 第 4 号 専決処分の報告及び承認についての関係部分
- 第 5 号 熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 号 東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 号 熊本県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
- 第 13号 熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 14号 熊本県立学校条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 21号 専決処分の報告及び承認について

第 1 号

令和 2 年度熊本県一般会計補正予算 (第 4 号)

令和 2 年度熊本県の一般会計の補正予算 (第 4 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 18,252,156 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 773,414,831 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 債務負担行為の補正は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条 地方債の補正は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 2 年 6 月 8 日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び 負担金		1,372,711	673,196	2,045,907
	1 分担金	214,151	75,050	289,201
	2 負担金	1,158,560	598,146	1,756,706
2 国庫支出金		95,963,004	9,594,531	105,557,535
	1 国庫負担金	36,386,098	7,863	36,393,961
	2 国庫補助金	57,268,272	9,535,267	66,803,539
	3 国庫委託金	2,308,634	51,401	2,360,035
3 財産収入		1,251,333	17,806	1,269,139
	1 財産運用 収入	809,035	621	809,656
	2 財産売払 収入	442,298	17,185	459,483
4 繰入金		21,482,376	4,766,655	26,249,031
	1 基金繰入金	21,046,472	4,766,655	25,813,127
5 諸収入		81,336,815	168,968	81,505,783
	1 受託事業 収入	1,260,353	51,000	1,311,353

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 雑 入	7,024,923	117,968	7,142,891
6 県 債		60,693,000	3,031,000	63,724,000
	1 県 債	60,693,000	3,031,000	63,724,000
歳 入 合 計		755,162,675	18,252,156	773,414,831

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		36,456,008	493,368	36,949,376
	1 総務管理費	11,189,966	233,338	11,423,304
	2 企 画 費	7,244,890	187,821	7,432,711
	3 徴 税 費	7,022,255	66,710	7,088,965
	4 防 災 費	1,152,036	5,499	1,157,535
2 民 生 費		102,595,427	1,988,762	104,584,189
	1 社会福祉費	57,670,470	1,971,363	59,641,833
	2 児童福祉費	37,267,197	17,399	37,284,596
3 衛 生 費		53,880,564	1,106,417	54,986,981
	1 公衆衛生費	39,067,169	1,099,424	40,166,593
	2 環境衛生費	11,912,266	6,608	11,918,874
	3 医 薬 費	1,279,077	385	1,279,462
4 労 働 費		2,457,499	8,159	2,465,658
	1 労 政 費	277,720	685	278,405

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 失業対策費	217,519	7,474	224,993
5 農水産業林費		39,764,927	8,311,326	48,076,253
	1 農業費	14,595,719	5,317,661	19,913,380
	2 畜産業費	2,868,673	411,269	3,279,942
	3 農地費	8,596,934	1,430,599	10,027,533
	4 林業費	8,487,942	840,891	9,328,833
	5 水産業費	5,215,659	310,906	5,526,565
6 商工費		83,371,887	2,510,113	85,882,000
	1 商業費	77,656,935	139,697	77,796,632
	2 工鉱業費	4,166,427	2,083,345	6,249,772
	3 観光費	1,548,525	287,071	1,835,596
7 土木費		51,323,370	2,289,183	53,612,553
	1 土木管理費	1,846,105	15,193	1,861,298
	2 河川海岸費	12,781,737	1,271,970	14,053,707
	3 港湾費	1,857,273	396,333	2,253,606

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	4 都市計画費	7,526,559	363,687	7,890,246
	5 住宅費	1,617,534	242,000	1,859,534
8 警察費		39,268,882	468,378	39,737,260
	1 警察活動費	3,441,285	468,378	3,909,663
9 教育費		142,129,673	335,053	142,464,726
	1 教育総務費	32,296,491	305,108	32,601,599
	2 社会教育費	3,199,836	3,496	3,203,332
	3 保健体育費	1,960,610	26,449	1,987,059
10 災害復旧費		8,056,875	741,397	8,798,272
	1 総務災害復旧費	1,358,732	539,592	1,898,324
	2 民生災害復旧費		94,188	94,188
	3 農林水産業災害復旧費	3,453,620	56,617	3,510,237
	4 土木災害復旧費	1,435,045	51,000	1,486,045
歳出合計		755,162,675	18,252,156	773,414,831

2 変 更

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
1 防災センター整備事業 熊 本 市	令和3年度 ～令和4年度	千円 2,451,536	(補正前に同じ)	令和3年度 ～令和4年度	千円 4,310,536
	年次別内訳 令和3年度 令和4年度	490,307 1,961,229		年次別内訳 令和3年度 令和4年度	1,317,307 2,993,229
2 情報処理関連業務	令和3年度 ～令和9年度	1,719,717	(補正前に同じ)	令和3年度 ～令和9年度	1,941,155
	年次別内訳 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度	421,627 348,976 190,635 190,635 186,844 185,000 196,000		年次別内訳 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度	503,093 383,969 225,628 225,628 221,837 185,000 196,000
3 事務機器等賃借	令和3年度 ～令和9年度	1,865,378	(補正前に同じ)	令和3年度 ～令和10年度	4,140,882
	年次別内訳 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度	439,254 364,209 361,424 335,659 244,144 114,587 6,101		年次別内訳 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度	772,698 766,359 763,574 737,809 630,989 254,093 145,607 69,753

教育委員会 令和2年度6月補正予算 内訳

歳出予算補正

(単位:千円)

課名	事業名	事業内容	補正額	
○ 教育費			108,472	
○ 教育総務費			78,527	
1	教育政策課	熊本県教育情報化推進事業 【新型コロナウイルス感染症対策分】	1人1台の学習用端末等の配置によるICT教育環境の実現に向け、県立学校3校に1校程度の先行実践校への学習用端末の整備等に要する経費	32,292
2	特別支援教育課	障がいのある児童生徒のためのICT活用環境整備事業 【新型コロナウイルス感染症対策分】	視覚、聴覚、身体に障がいのある児童生徒が、タブレットPCなどの情報機器端末を使用する際に、障がいの程度や状態に応じて入出力支援装置の整備に要する経費	12,987
3	義務教育課	英語教育改革推進事業	教員の指導力向上を図り、県内に質の高い授業を広めるため、公開授業、小学校英語専科を対象とする研修及び中学校教員に対する授業づくりの支援を行う経費	1,467
4	義務教育課	補習等のための支援員配置事業 【新型コロナウイルス感染症対策分】	臨時休業による未指導分の補習等を夏休み期間中に行うため、市町村が雇用している既存の学習支援員の勤務時間増に要する経費に対する補助	31,585
5	人権同和教育課	人権教育研究推進事業	研究指定校に係る国庫委託金の内示増	196
○ 社会教育費			3,496	
6	文化課	展覧会事業費 【新型コロナウイルス感染症対策分】	新型コロナウイルス感染症に伴う会場使用のキャンセルに係る使用料返還に要する経費	3,496
○ 保健体育費			26,449	
7	体育保健課	学校における感染症対策事業 【新型コロナウイルス感染症対策分】	県立学校にマスクや消毒液等の保健衛生用品を配備するために要する経費	25,731
8	体育保健課	中学校体育連盟育成事業	中学校体育連盟が行う諸大会開催等に要する経費に対する補助	718
教育委員会 合計			108,472	

学校におけるICT環境の整備について

取組みの背景

国の動向

- 「学校教育の情報化の推進に関する法律」の施行（R元.6）
- 「未来投資戦略2019」[R元.6 閣議決定]
- 「新型コロナウイルス対策に向けた緊急経済対策」[R2.4]



義務教育については令和2年度中に1人1台整備予定

<参考：国の財政支援措置>

- 校内ネットワーク ー 小・中・高校：いずれも1/2の補助
- 端末
[高校：3人に1人分程度について地方財政措置（地方交付税）
小・中：上記の地方財政措置に加え、3人に2人分の定額補助（4万5千円/台）

知事マニフェスト

- 「ICT教育日本一を目指し、市町村とともに児童生徒1人にパソコン1台を整備し、子どもたち一人ひとりの習熟度に応じた最適な学びを提供します」

義務教育（市町村立学校）におけるICT環境の整備

- 1人1台端末の実現に向けて、県内43市町村が国の補正予算等を活用し、校内ネットワーク・端末等の整備を計画
※現在、国への補助金申請を準備している段階であり、今後変更する可能性あり
- 端末に係る県と市町村との共同調達（入札）について、市長会・町村会と調整中

Ⅲ-④ 県立学校のICT環境の整備

【新型コロナウイルス感染症への対応】

新

40百万円[債務負担行為 15.2億円]

熊本県教育情報化推進事業「教育政策課」
障がいのある児童生徒のためのICT活用環境整備事業（特別支援教育課）

- 新学習指導要領では、情報活用能力が全ての学習基盤と位置づけられており、ICT環境の整備は喫緊の課題
- 令和2年度から、先行実践校（3校に1校）に1人1台端末を整備し、生徒1人1人の習熟度に応じて個別最適化された「学び」を提供

<現状・課題>

国の動向

「未来投資戦略2019」[R元.6月の閣議決定]
児童生徒1人1人がそれぞれパソコンを持ち、十分に活用できる環境を実現

「統合イノベーション戦略2019」[R元.6月の閣議決定]
「パソコン1人1台環境」や「全学校での高速ネットワーク環境」を実現

本県の現状

- ✓ 新学習指導要領において、情報活用能力が全ての学習基盤と位置づけられ、早急なICT環境整備が必要
- ✓ 新型コロナウイルスの感染拡大等により、非常時における生徒の学習機会の損失が懸念される
- ✓ 従って、県立学校におけるICT環境の整備を推進する必要

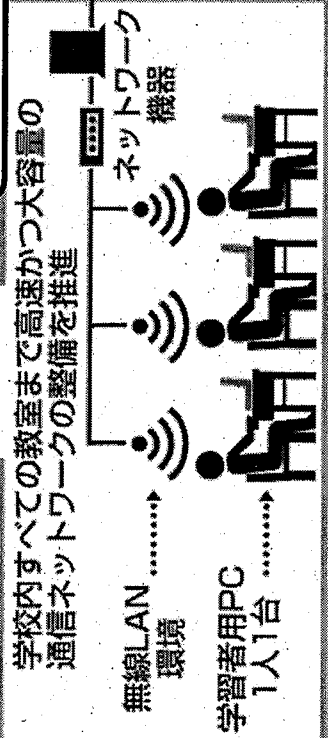
<事業概要>

- ① 県立学校のうち先行実践校(15校)に、「1人1台端末」を導入（※義務教育課程には全校導入）
 - ② 先行実践校に周辺機器を導入（※義務教育課程には全校導入）
 - ③ 併せて、障がいのある生徒へのサポートとして、端末利用に必要な入出力支援装置を導入
- 全体事業費：40百万円
 (①12百万円、②16百万円、③13百万円)
- 負担割合(①・②)県 コロナ臨時交付金、③国
- 事業主体：県
- 事業期間：令和2年度～

債権負担行為の区分	事業項目	期間	実施額(百万円)
先行実践校(高校生)端末リース	端末リース	R3~7	452
	周辺機器リース	R3~7	56
教師用端末リース	端末リース	R3~7	787
	電子黒板等リース	R3	46
ICT支援費等	ICT支援費等	R3~7	175
	回収費等	計	1,516

<イメージ図>

県立学校のICT化のイメージ



- ① 個別最適化された「学び」の提供が可能
- ② 休業時の貸出により「学び」を保障

障がいのある子どもたちが端末利用に当たって必要な入出力支援装置を整備し、活用をサポート

入出力支援装置の例
(点字ディスプレイ)

※校内LAN整備については、R元年度2月補正予算で計上済

教育委員会 令和2年度6月補正予算 内訳

債務負担行為補正 (変更)

(単位:千円)

課名	事項 (事業名)	補正前		補正後		内容
		期間	限度額	期間	限度額	
教育政策課	情報処理関連業務 (熊本県教育情報 化推進事業) 【新型コロナウイルス 感染症対策 分】	令和3年度 ～ 令和4年度	8,136	令和3年度 ～ 令和7年度	229,574	県立学校のICT教育環境整備 に係るICT支援員配置業務委 託及び回線費等 (理由) 事業期間を60か月間確保する必 要があるため。
	事務機器等貸借 (熊本県教育情報 化推進事業) 【新型コロナウイルス 感染症対策 分】	令和3年度	11,822	令和3年度 ～ 令和7年度	1,306,778	県立学校のICT教育環境整備 に係る学習用端末等のリース料 (理由) リース期間を60か月間確保する 必要があるため。

第 4 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和2年6月8日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第6号 令和2年度熊本県一般会計補正予算（第3号）

専第 6 号

令和2年度熊本県一般会計補正予算（第3号）

令和2年度熊本県の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,126,635千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 755,162,675千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和2年5月20日専決

熊本県知事 蒲島郁夫

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		94,958,110	1,004,894	95,963,004
	1 国庫負担金	36,378,598	7,500	36,386,098
	2 国庫補助金	56,270,878	997,394	57,268,272
2 繰入金		21,241,259	241,117	21,482,376
	1 基金繰入金	20,805,355	241,117	21,046,472
3 諸収入		73,456,191	7,880,624	81,336,815
	1 貸付金 元利収入	62,492,872	7,500,624	69,993,496
	2 雑入	6,644,923	380,000	7,024,923
歳入合計		746,036,040	9,126,635	755,162,675

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		36,202,933	253,075	36,456,008
	1 企 画 費	6,991,815	253,075	7,244,890
2 民 生 費		102,570,427	25,000	102,595,427
	1 児 童 福 祉 費	37,252,197	15,000	37,267,197
	2 生 活 保 護 費	4,640,927	10,000	4,650,927
3 労 働 費		2,437,169	20,330	2,457,499
	1 労 政 費	259,404	18,316	277,720
	2 失 業 対 策 費	215,505	2,014	217,519
4 農 水 産 業 林 費		38,931,046	833,881	39,764,927
	1 農 業 費	14,559,084	36,635	14,595,719
	2 畜 産 業 費	2,256,427	612,246	2,868,673
	3 水 産 業 費	5,030,659	185,000	5,215,659
5 商 工 費		75,401,387	7,970,500	83,371,887
	1 商 業 費	69,686,435	7,970,500	77,656,935

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
6 教育費		142,105,824	23,849	142,129,673
	1 特別支援費	14,115,408	23,849	14,139,257
歳出合計		746,036,040	9,126,635	755,162,675

教育委員会 令和2年度5月専決予算 内訳

歳出予算補正

(単位:千円)

課名	事業名	事業内容	補正額
○ 教育費			23,849
○ 特別支援学校費			23,849
学校人事課	特別支援学校通学バス感染症対策事業 【新型コロナウイルス感染症対策分】	特別支援学校の通学バスにおける感染リスク低減を図るための通学バス増便に要する経費	23,849
教育委員会 合計			23,849

第 5 号

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年6月8日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年熊本県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「限る」の次に「。次号において単に「家畜伝染病」という」を加え、同項第3号中「ブルセラ病」を「ブルセラ症」に、「結核病」を「結核」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 家畜伝染病のまん延を防止するために行う作業（前号に掲げる作業を除く。）で知事が定めるもの

第4条第2項第1号中「及び第3号」を「、第3号及び第4号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第1項第3号の改正規定は、公布の日又は家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和2年法律第16号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

感染症防疫作業手当について、国家公務員における取扱いを踏まえ、対象となる作業を追加する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

条例案の概要

1 条例の名称

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

2 制定改廃の必要性（背景、法令上の根拠等）

感染症防疫作業手当について、国家公務員における取扱いを踏まえ、対象となる作業を追加する等の必要がある。

3 内容

(1) 感染症防疫作業手当の対象となる作業（※）を追加する。（第4条関係）

※「家畜伝染病のまん延を防止するために行う作業で知事が定めるもの」

(2) 家畜伝染病予防法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行う。（第4条関係）

(3) この条例は、公布の日から施行する。ただし、(2)は、公布の日又は家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和2年法律第16号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

第 6 号

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年6月8日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例（平成23年熊本県条例第57号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 雑則（第7条）」を 「第3章 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例（第7条）」に改める。

第4章 雑則（第8条）

」

第7条を第8条とする。

第3章を第4章とし、第2章の次に次の1章を加える。

第3章 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例

（感染症防疫作業手当の特例）

第7条 職員特殊勤務手当条例第4条第1項に規定する職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）の患者が滞在する施設のうち知事が定めるもの又はこれに準ずる区域として知事が定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から国民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって知事が定めるものに従事したときは、特殊勤務手当として感染症防疫作業手当を支給する。この場合において、職員特殊勤務手当条例第4条の規定は、適用しない。

2 警察職員、県立学校職員及び市町村立学校職員が、前項に規定する作業に従事したときは、特殊勤務手当として感染症防疫作業手当を支給する。

3 前2項の感染症防疫作業手当の額は、第1項に規定する作業に従事した日1日につき、3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他知事がこれに準ずると認

める作業に従事した場合にあっては、4,000円)とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第7条の規定は、令和2年2月1日から適用する。

(提案理由)

国家公務員における取扱いを踏まえ、感染症防疫作業手当の特例を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

条例案の概要

1. 条例の名称

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための
熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

2. 制定改廃の必要性（背景、法令上の根拠等）

国家公務員における取扱いを踏まえ、感染症防疫作業手当の特例を定める
必要がある。

3. 内容

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策に従事した場合に支給する感染症防疫
作業手当について、特例を設ける。（第7条関係）
- (2) その他規定の整理を行う。（第8条関係）
- (3) この条例は、公布の日から施行し、改正後の第7条の規定は、令和2年
2月1日から適用する。

第 7 号

熊本県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
熊本県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を次のように制定することとする。
令和2年6月8日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。

(知事等の損害賠償責任の一部免責)

第2条 知事等は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が県に対する損害を賠償する責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について、その責任を免れる。

(1) 地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の知事等 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

ア 知事 6

イ 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員 4

ウ 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員又は地方公営企業の管理者 2

エ 職員（イ及びウに掲げる職員を除く。） 1

(2) 地方警務官 令第173条第1項第2号に規定する地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

ア 警察本部長 2

イ 警察本部長以外の地方警務官 1

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正を踏まえ、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときの県に対する損害賠償責任の一部免責に関し必要な事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第7号	熊本県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について	<p>1 条例制定の趣旨</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正を踏まえ、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときの県に対する損害賠償責任の一部免責に関し必要な事項を定める。</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 趣旨について定める。（第1条関係）</p> <p>(2) 知事等が、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、県に対する損害賠償の責任を免れる額について定める。（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>○免責額＝全体の賠償責任額－条例で定める額（※）</p> <p>※条例で定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知事 →基準給与年額の6倍の額 ・副知事、教育長、教育委員会委員等→基準給与年額の4倍の額 ・人事委員会委員、労働委員会委員等→基準給与年額の2倍の額 ・職員 →基準給与年額 </div> <p>3 施行期日</p> <p>公布の日から施行する。</p>

第 13 号

熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年6月8日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例

熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年熊本県条例第81号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和46年法律第77号」の次に「。以下「給特法」という。」を加える。

第3条第1項中「第6条」の次に「及び第7条」を加える。

第6条の次に次の1条を加える。

（義務教育諸学校等の教育職員の業務量の適切な管理等）

第7条 義務教育諸学校等の教育職員の服務を監督する教育委員会は、学校教育の水準の維持向上に資するため、給特法第7条第1項に規定する指針に基づき、当該教育委員会の定めるところにより、義務教育諸学校等の教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他義務教育諸学校等の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）の一部改正を踏まえ、義務教育諸学校等の教育職員の業務量の適切な管理等を図るため、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

条 例 等 議 案 関 係 (概 要)

議案番号	議 案 名	内 容
第 1 3 号	熊本県義務教育 諸学校等の教育 職員の給与等に 関する特別措置 条例の一部を改 正する条例の制 定について	<p>1 制度改廃の必要性（背景、法令上の根拠等）</p> <p>公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）の一部改正を踏まえ、義務教育諸学校等の教育職員の業務量の適切な管理等を図るため、関係規定を整備する必要がある。</p> <p>2 内容</p> <p>（1）義務教育諸学校等の教育職員のサービスを監督する教育委員会は、当該教育委員会の定めるところにより、教育職員の業務量の適切な管理等の措置を講ずるものとする。</p> <p>（2）この条例は、公布の日から施行する。</p>

(参考)

- ① 学校における働き方改革を進めるために、文部科学省は令和元年12月に給特法を改正し、令和2年1月に同法を受けた「指針」を策定。
- ② 指針では、
 - 教育職員の時間外在校等時間を月45時間、年間360時間の範囲内とすることを原則とすることが示された。（臨時的な特別な事情がある場合を除く。）
 - サービス監督を行う教育委員会は、時間外在校等時間の上限のほか、教育委員会が講じる措置等を含めた「上限方針」を教育委員会規則等において定めることとされた。



今後、県及び市町村教育委員会における上限方針策定を進め、当該上限方針に基づく取組みの実効性を高めるため、関係条例を整備する。

第 14 号

熊本県立学校条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県立学校条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和 2 年 6 月 8 日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県立学校条例の一部を改正する条例
熊本県立学校条例（昭和 39 年熊本県条例第 43 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条の表特別支援学校の部熊本県立ひのくに高等支援学校の項の次に次のように加える。

熊本県立鏡わかあゆ高等支援学校	八代市
-----------------	-----

第 2 条の表特別支援学校の部熊本県立荒尾支援学校の項の次に次のように加える。

熊本県立かもと稲田支援学校	山鹿市
---------------	-----

附 則

この条例は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

（提案理由）

県立特別支援学校の新設に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

条 例 等 議 案 関 係 (概 要)

議案番号	議 案 名	内 容
第 1 4 号	<p>熊本県立学校条例の一部を改正する条例の制定について</p>	<p>1 制定改廃の必要性（背景、法令上の根拠等）</p> <p>県立特別支援学校の新設に伴い、関係規定を整備する必要がある。</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 熊本県立鏡わかあゆ高等支援学校及び熊本県立かもと稲田支援学校を新設する。（第2条関係）</p> <p>(2) この条例は、令和2年8月1日から施行する。</p>

第 2.1 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和2年6月8日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

専第 7 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和2年5月21日専決

熊本県知事 蒲島郁夫

発 生 日 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和解事項
令和2年1月27日 菊池市隈府地内（菊池高等 学校との隣接地） 樹木による家屋損傷	個 人 （家屋所有者）	65,934円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

条 例 等 議 案 関 係 (概 要)

議案番号	議 案 名	内 容
第 2 1 号	専決処分の報告 及び承認につい て	<p>1 事故発生日 令和 2 年 1 月 2 7 日</p> <p>2 場 所 菊池市隈府地内（菊池高等学校 との隣接地）</p> <p>3 過失割合 県 1 0 割 被害者 0 割</p> <p>4 損害額及び賠償額 損害額 6 5 , 9 3 4 円 賠償額 6 5 , 9 3 4 円</p> <p>5 事故の状況 菊池高等学校敷地内の木の枝が伸びており、強風により隣家の住宅に当たり、1階の底部分にある瓦、屋根板、雨樋を破損させた。</p>

